

○湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター設置条例施行規則

平成20年3月31日

規則第3号

改正 令和6年11月29日規則第5号

令和7年3月11日規則第3号

令和7年9月30日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター設置条例（平成20年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ごみの搬入)

第2条 湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター（以下「美化センター」という。）にごみを搬入しようとする者は、一般廃棄物処理申請書（別記様式）を提出し、係員の指示に従わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物処理申請書の提出を省略することができる。

- (1) 湯河原町又は真鶴町から一般廃棄物処理業の許可を受けた者
- (2) 湯河原町真鶴町衛生組合廃棄物処理手数料条例施行規則第4条で規定する事後納入の承認を得た者
- (3) 湯河原町又は真鶴町職員が公共施設等から排出された廃棄物を搬入する場合。

(搬入の拒否等)

第3条 組合長は必要に応じて、ごみの搬入をしようとする者が持ち込んだごみについて条例第10条第1項の受入基準を確認するための検査をすることができる。

- 2 前項の検査の結果、不適切な搬入があったときは、組合長は、ごみの搬入をしようとする者に対して適正処理を指導するものとする。
- 3 組合長は、ごみの搬入をしようとする者が前項の指導に従わないときは、当該ごみの受入れを拒否することができる。

(受入基準)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 搬入できる物は、湯河原町及び真鶴町で発生した一般廃棄物であること。
- (2) 搬入車両及び運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- (3) 搬入する廃棄物は、次のように分別していること。
 - ア 可燃ごみ（焼却処理する物）
 - イ 不燃ごみ（破碎処理する物）
 - ウ 粗大ごみ（破碎処理する物）
 - エ リサイクル品（修理し、又は再生して再び利用できる物）
 - オ 廃木材（破碎処理する物）

(搬入できない廃棄物)

第5条 条例第9条第8号の規則で定める物は、別表のとおりとする。

(適正処理困難物の指定等)

第6条 組合長は、条例第9条第2号に規定する適正処理困難物のほか、美化センターがその処理を行っている一般廃棄物のうちから、美化センターの一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 組合長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月30日規則第13号)

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

番号	搬入できない一般廃棄物
1	農薬類、ニッカド電池又はボタン電池、水銀その他の有害性のある物
2	重量、体積等が大きく、処理に著しく支障がある物（以下「処理不適物」という。）で次に掲げるもの （1） 鋼材類、岩石、コンクリート塊、鉄塊その他の処理不適物 （2） ワイヤロープ、鋼線、鎖、塩ビ管等の長物その他の処理不適物
3	バッテリー、薬・化学薬品類その他の危険性のある物
4	石油類、火薬類その他の引火性又は爆発性のある物
5	著しく腐敗している物その他の悪臭を発する物
6	液状の廃棄物その他の廃棄物で処理を困難にし、又は美化センターの施設、設備等の機能に支障が生じる物

別記様式（第2条関係）

一般廃棄物処理申請書

湯河原町真鶴町衛生組合長 様

申請書とあわせて、運転免許証等を提示してください。この申請書は1日ごと車1台ごとに提出してください。

年月日	令和 年 月 日（ 曜日）	本日持込予定 回
排出者	ごみの発生場所	湯河原町 真鶴町
	住所	<input type="checkbox"/> ごみの発生場所と同じ（異なる場合は下に記入してください。）
	氏名 会社名	
	電話番号	— —
ごみの種類	・主なごみの種類を記入してください。 可燃・不燃・ダンボール・びん・カン・ペットボトル・木材・剪定枝・草 その他（ ） ・処理困難物 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> スプリングベッド <input type="checkbox"/> マッサージチェア <input type="checkbox"/> 乗馬型運動具 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル法対象品	
搬入者 <input type="checkbox"/> 排出者と 同じ	住所	
	氏名 会社名	
	電話番号	— —
搬入車両	ナンバー	湘南・（ ） — — — —
<input type="checkbox"/> 上記の記入事項に相違ありません。また、下記の注意事項を遵守し搬入を申し込みます。		
※ 湯河原町・真鶴町以外から発生したごみは受け入れできません。 湯河原美化センターのごみ受入基準を満たさないごみは受け入れできません。		
注意事項 1. 本人確認のため、運転免許証など、本人確認ができる書類を提示してください。 本人確認できない場合は受け入れできません。 2. 記載内容について、相違があった場合や虚偽が判明した場合及び搬入条件を満たさない場合には ごみをお持ち帰りいただきます。 3. 構内においては、安全のため係員の指示に従い、ごみの積み下ろしは自らが行ってください。 4. 搬入するごみが、分別されていない場合は受け入れできません。 5. 記入された個人情報、ごみの適正な処理の目的のみに使用し、適正に管理します。 6. ごみの中身を確認させていただくため、抜き打ち検査することがあります。		

日付	回数	重量	金額	備考	日付	回数	重量	金額	備考

別記様式（第2条関係）